

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（652））

2. 日時：平成30年2月6日 14時50分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、江崎安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、
照井安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、

千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与
（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 専門役 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備計画グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、2月1日、5日に提出された資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、津波への配慮に関する説明書及び耐震性に関する説明書の説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜耐津波設計の基本方針＞

- 設置変更許可申請書の内容との整合を図るとともに、東海第二発電所固有の内容、先行実績と相違する点、及び相違の理由を整理した上で、それらが明確となるように整理して提示すること。
- 本資料における基準津波を越え敷地に遡上する津波に関する記載内容を整理して提示すること。
- 防波堤を津波影響軽減施設としないことから、防波堤の耐性及び波及的影響の有無を示す必要があり、その方針について整理して提示すること。

＜水密扉の耐震性についての計算書＞

- 評価対象部位の選定、設計用震度の設定方法等について、先行実績を参考に整理して提示すること。
- 評価に用いた固定荷重の算出根拠について、整理して提示すること。

- 耐震評価項目として主要部位の許容応力度のみが示されているが、扉枠を受けるコンクリート及び扉自体の鉄骨枠の強度、変形量についても整理して提示すること。
- 各部材の許容限界値について、本文で示されている値とエビデンス集で示されている値の整合を図り、整理して提示すること。
- 評価方針において、評価対象項目として「全構造部材」としていることから、扉板や芯材の評価結果についても整理して提示すること。
- 原子炉建屋の図面、評価に用いた各種のデータについて、マスキングの可否を再検討し、整理して提示すること。
- 評価基準である許容応力度と実際の評価の対応に不明確な箇所が散見されることから、許容応力度と実際の評価の対応を明確に対応付け、整理して提示すること。
- 評価方法として、発生応力以外の評価をどの部材に対してどのように行ったのか、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし